

警察における情報セキュリティに関する訓令

〔平成15年3月31日〕
警察庁訓令第3号

最終改正 令和4年3月31日 警察庁訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁が設置する情報システム及び都道府県警察が設置する情報システムであって警察庁が設置する情報システムと接続されているものをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
 - ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）
 - イ 警察情報システムから出力された情報
 - ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって警察庁職員が職務上取り扱うもの
 - エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(最高情報セキュリティ管理者)

第3条 警察庁に、最高情報セキュリティ管理者を置き、長官官房長をもって充

てる。

2 最高情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を統括するとともに、都道府県警察に対する情報セキュリティに関する指導に関する事務を行う。

(最高情報セキュリティ副管理者)

第4条 警察庁に、最高情報セキュリティ副管理者を置き、長官官房技術総括審議官をもって充てる。

2 最高情報セキュリティ副管理者は、最高情報セキュリティ管理者を補佐し、最高情報セキュリティ管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

(情報セキュリティ委員会)

第5条 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、警察庁に情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、最高情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第6条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、最高情報セキュリティ管理者が、委員会の審議を経て定めるものとする。

(警察庁職員の責務)

第7条 警察庁職員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第8条 警察庁に、情報セキュリティ監査責任者を置き、長官官房公文書監理官をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

3 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(細目的事項の委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、長官官房長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。